

# 韓国の「移民許容」政策の変化と最近の動向

李 姪 姫

## 1 韓国における移民政策の変遷

移民への慎重論が根強い日本だが、最近では高度な技能を持つ外国人の日本への定着を促す政策に取り組んでいる。2012年5月に「高度人材ポイント制度」<sup>(1)</sup>を始めたが、新たな永住権の創設を検討中である。通常は永住権の取得に10年滞在が必要になるが、「高度人材ポイント制度」はこれを5年滞在に短縮するものであり、新たな永住権制度ではさらに3年に縮めるということである。高度技能人材に限定した形ではあるが、こうした新たな永住権を設けることは受け入れ拡大に向けた第一歩になると考えられている（『日本経済新聞』2013年7月10日）。

ところで、日本に比べて早くから移民政策を導入した韓国ではすでに2000年後半から永住権制度の活性化が本格化した。専門人材だけでなく非熟練労働者でも一定の要件を満たせば永住できる。積極的な誘致および定着対象である「優秀な人材」には在留歴に関係なく永住権が付与される。韓国では2002年に「永住」(F-5)ビザが新設された（新設当時は約6千人）が、2013年5月現在、永住資格者数は9万人以上である。しかしながら、永住資格者が急増したのはわずか数年前からである。

一方、韓国では外国人・移民の増加および定着にともない帰化者数も急増している。韓国の国籍法は1948年12月に制定されたが、初めて帰化許可者が誕生したのは1957年で（韓国華僑）、以後2000年までに帰化許可は年間平均34人に過ぎなかった（2000年までの帰化許可の合計は1500人）。しかしながら、2001年以降は帰化申請者数は毎年平均1万人以上に達し、2011年1月に延べ帰化者数は10万人を突破した。2013年1月現在、133,704人に増加した。

本稿では、韓国における「移民許容」政策がどのように変化しているのか、すなわち、どのような方針にもとづいて外国人・移民を受け入れているのか、「移民許容」の制度化がどのように進んでいるのかを、韓国における永住資格制度と帰化制度の変化を中心に考察する。また、現在、韓国政府（法務部）が導入を推進している「永住資格前置主義」導入の目的とその問題点についても考察する。

## 2 韓国における「移民許容」政策の現状

1980年代半ばまで移民送出国だった韓国はグローバル化の進展、「移住の世界化」など

(1) 「高度人材ポイント制度」とは大学教授や技術者、経営者ら年取や技能などで一定の水準を満たした外国人の在留資格を優遇する制度である。

の影響で1980年代後半から「新たな類型」の外国人・移民が流入し「後発移民国」となった。1990年代以前は外国人・移民の流入にかなり閉鎖的だった韓国は出入国管理法だけで十分だったが、2000年代半ば以降、「移民門戸」の拡大など開放的な「移民許容」政策に転じ、これに合わせて関連法制度の整備にも積極的に取り組んでいる。しかしながら、すべての外国人・移民に門戸を拡大しているわけではない。どのような外国人・移民を、どのような条件・資格で受け入れるべきか。「外国人に対する一時的・永久的な社会構成員の資格付与」、すなわち「移民許容」に関する事項は「入国・在留・帰化許可」などを通じて行われる（外国人政策委員会、2008：2）。つまり、外国人・移民には入国する際に入国目的に合わせた在留資格（査証）が付与される。外国人・移民は在留資格によって韓国における法的地位が決められ、または経済的・社会的など諸活動の制限（「処遇」<sup>(2)</sup>）を受ける。

## 2-1 「移民」および「移民政策」の概念

「移民の時代」の関連からみると、「移民」と「労働力」の概念は曖昧で区分しにくい。国際的移動（移民）には非熟練労働者、高度の専門職種従事者、企業家、先着移民家族、留学生、難民など多様な形態がある。1970年代・1980年代以降の世界移民の特徴の一つである多元化は、性、人種、階級の3つのレベルすべてに現われる。すなわち、男性中心から女性移住者の割合の増加、多様な出身地域・国からの移住民、貧しい農村出身の非熟練労働者だけでなく、熟練労働者や都市居住の中間階層出身者など、移民集団の多様化がみられる。特に最近では、各国が移民政策を活用した優秀な人材誘致の競争を激しく展開しており、観光産業の活性化のためビザ政策など移民政策を通じて観光客を積極的に誘致しようとする競争も加速化している。また、移民は滞在期間によって「長期移民者（1年以上）」と「短期移民者（3か月以上）」に区分されたりもする。このように、移民の類型には、移民（永住者）、契約労働者、労働移民、機能労働者、学生移民、難民、不法移民、女性移民、観光移民などの形態が存在しており、最近の韓国でも、多様な移民が日常化しているのが現状である。

韓国人の海外移住の歴史は150年に及び、世界各地にコリアンの移民社会が形成された<sup>(3)</sup>。1987年に「移住の変遷」を経験した韓国だが、韓国人の海外移住は現在でも進行形である。韓国では「移民」という用語は「韓国人の海外移住」を意味する用語として認識されていたが、最近では「韓国に移住した外国人」を指す用語として認識するようになった。

韓国政府の公式名称は「外国人政策」であるが、2012年12月に樹立された「第二次外国人政策の基本計画」（以下、「第二次基本計画」）では「現在施行中の外国人政策は国際社会で通用している国境（border）と移住民（migrant）を対象とする移民政策の概念と事実上一致」していると述べ、外国人政策とは、「国境及び出入国管理、国籍付与政策と移

(2) 「在韓外国人処遇基本法」の制定（2007年）。

(3) 1991年からは中国や旧ソ連地域のコリアン（約250万人）が加わり、2013年現在、海外コリアンは約7,267,000人である（約170か国）。アジア地域（4,063,000）、北米地域（2,521,000）、欧州地域（656,000）、中東地域（16,000）、アフリカ地域（11,000）など。

在外同胞財団 HP <http://www.okf.or.kr/portal/OkfMainView.do>（2013年7月18日アクセス）

民者の社会統合政策を包括する概念としての移民政策（immigration policy）を意味する」と明示した<sup>(4)</sup>（外国人政策委員会，2013：7）。

## 2-2 「移民門戸」の拡大

韓国では1980年代後半から「3K職種」の労働力不足問題が深刻化した。1980年代後半に輸入論もあったが、時期尚早で実現できず、1990年代初めから「研修生」として受け入れて「労働者」として活用する、いわゆる「低賃金外国人労働力」の活動政策を続けていた。その間、労働者の人権侵害問題が社会問題化し、労働部は1995年から数回にわたって雇用許可制の導入を試みたが、政府の一部および中小企業側などからの強い反対によって実現できず、長年の議論の末に導入が実現した<sup>(5)</sup>。

韓国における外国人労働者（非熟練）受け入れ政策の転換点となったのは2003年の雇用許可制の導入である。それ以前は1990年代の初めに導入した「産業研修制度」が実施されていたが、2004年8月から雇用許可制を通じて「労働者」の資格で非熟練労働者の流入が始まった。当初、雇用許可制は原則としてローテーション（定住化防止）政策により導入当時の就業期間は最大3年だったが、2012年2月から4年10か月となった。また雇用主の要請があればいったん帰国した後に再入国して就業が可能となった（表1）。

表1 雇用許可制による就業活動期間の変更

期日	法律変更の沿革	就業活動期間	再入国就業の制限期間
2003. 8. 16	制定・公布	3年	1年
2005. 5. 31	改正・公布	3年+3年 <sup>[a]</sup>	6か月 <sup>[b]</sup>
2009. 10. 9	改正・公布	3年+2年	6か月
2012. 2. 1	改正・公布	4年10か月	3か月

a. 3年就業後に1か月出国した後、さらに3年就業できる。

b. 事業主の要請がある場合、再雇用の制限期間（6か月）は1か月に短縮できる。

出所：コジュンギ（2012：120）

しかしながら、「移民門戸」の拡大が本格化したのは2006-07年以降である。二つの側面において「移民門戸」の拡大が推進された。まず、外国籍同胞（中国・旧ソ連地域）に対する「入国および就業の門戸」拡大である。すなわち、非熟練労働力の部門における「同胞活用」政策の一環として「訪問就業制」が導入（2006年）され、翌2007年から訪問就業（H-2）資格で外国籍同胞の入国者（主に中国）が急増した。表2に示したように、韓国

(4) 2008年11月に樹立された「第1次外国人政策の基本計画」では「外国人政策」を「大韓民国に移住しようとする外国人に対して一時的・永久的な社会構成員の資格を付与もしくは国内で生活する際に必要な諸環境の造成に関する事項を政治・経済・社会・文化など総合的な観点から扱う政策」と定義した（外国人政策委員会，2008）。

(5) 「外国人勤労者の雇用等に関する法律」を制定し（2003年8月16日）、翌年の2004年8月17日から「雇用許可制」が本格的に施行された。

政府は「中国同胞」（いわゆる朝鮮族）の不法滞在を防ぐために親戚訪問の許容範囲を1992年に60才以上で5親等以内の親族と4親等以内の姻戚に制限して以来、漸進的に緩和し、2002年12月10日には40才以上の8親等以内の親族と4親等以内の姻戚に変更し、サービス業部門での就業を許容した。翌年の5月10日には30才以上に、さらに2004年7月1日からは25歳までに下げ、就業許容の業種も建設業まで拡大した。このように韓国政府は2006-07年前後を境にして「制限的・消極的」な同胞活用政策から「積極的な」同胞活用政策に転換した。2013年現在、非熟練外国人労働者の受け入れは、一般外国人を対象とした「雇用許可制」と外国籍同胞を対象とした「訪問就業制」（2007年施行）の二つによって制度化されている。

表2 中国同胞の親戚訪問に対する許容範囲の拡大

	親戚訪問の許容範囲	
1992年6月1日	60才以上の5親等以内の血族、4親等以内の姻戚	
1994年7月1日	55才以上の6親等以内の血族、4親等以内の姻戚	
1999年12月3日	50才以上の8親等以内の血族、4親等以内の姻戚	
2002年7月1日	45才以上の8親等以内の血族、4親等以内の姻戚	
2002年12月10日	40才以上の8親等以内の血族、4親等以内の姻戚	※就業管理制の実施
2003年5月10日	30才以上の8親等以内の血族、4親等以内の姻戚	
2004年7月1日	25才以上の8親等以内の血族、4親等以内の姻戚	

出所：ソルトンフン（2004：20）を参考に作成

「優秀な人材」に対する「門戸の拡大」について、韓国では2000年以降、外国人の専門人材を誘致するため、複数査証の発給<sup>(6)</sup>及び在留期間の上限の拡大など出入国優遇制度を実施した。ただし、増加率はそれほど高くなかった。在留資格の「専門就業」（E-1～E-7）は2004年の21,852人から2008年37,304人に増加したが、半数は英語講師（会話指導（E-2）ビザ）などであり、それを除けば全体の外国人労働者の中に専門人材の占める割合はかろうじて1%を上回るに過ぎない。

李明博政権下において政府は、外国からの優秀な人材誘致と資本流入のために永住ビザ発給条件の緩和と複数国籍の許容など積極的な制度改善が必要であると方針を示した（法務部長官による「2008年度の業務計画」）。2008年11月に樹立された「第一次外国人政策の基本計画（2008-2012）」（以下、「第一次基本計画」）にはこうした方針が反映されている。以下では李政権以降の「移民許容」政策の方針と政策変化の背景について考察する。

## 2-3 「移民許容」の基本方針

### （1）第一次外国人政策の基本計画（2008-2012）

盧武鉉政権では「国益と人権保障の調和」という外国人政策の基調の下で「相互理解と

(6) GOLDカード、ITカード、SCIENCEカードなど。この3種のカードが発給された場合は推薦手続きなしで査証発給認定書や査証が発給される。

尊重」が重視されていたが、李明博政権では、外国の人的資源の戦略的な活用が不十分だったとされ、グローバル化した環境の中で海外の人材と資本を国家発展に活用するために外国人政策の基調を「戦略的開放」に転換した。「開放」を通じた国家競争力の強化を図り、韓国を「資本と技術を有する世界的な人材が集まる国家」にすることを目標に外国人政策を「国家戦略」として推進することとした。以下、外国人政策委員会（2008）を参考にまとめた。入国門戸を開放する対象と方式は開放を通じた「利益」と「費用」を考慮して決められる<sup>(7)</sup>。

具体的には、以下のような方針である。第一に、専門人材または投資家、留学生などに対しては入国門戸を拡大し、「優秀な人材」は積極的な誘致および国内定着を奨励する対象とする。韓国の法務部によると、「優秀な人材」とは「特別な知識・情報・技術などを保有しているか、新しい知識・情報・技術などの創出に寄与できる者」と述べている（法務部、2008：15）。第二に、非熟練労働者や熟練労働者などは制限的に入国門戸を開放し、一定期間以上の定住を勧める。ただし、同一の能力を持つ場合は社会統合の容易性および韓民族の力量の強化という観点から同胞（外国籍同胞）を優遇する。第三に、結婚移民者や難民などは国際的な基準を尊重する。

上述のような基本方針の下、以下の重点課題が設定された。第一に、優秀な人材誘致のための求職ビザや創業ビザなどの新設、ポイント・システムの導入、二重国籍の付与、帰化要件の緩和など法制度の改善である。第二に、地域別・職種別ニーズを考慮した熟練機能労働者を確保することや、企業のニーズと社会的コストを考慮して非熟練労働力を導入する。第三に、優秀な人材誘致を促進するため多言語支援および生活・福祉サービスの充実など便利な生活環境を造成することなどである。

「第一次基本計画」政策推進の主な成果としては、Contact Korea, Hunet Korea のシステム構築および専門職の就業ビザの審査基準の緩和、永住資格要件の緩和や複数国籍許容などの法制度改善が挙げられる。一方、政策推進上の限界および問題も明らかになった。非熟練労働力の導入は「制限的」であったにもかかわらず、就業資格の非熟練労働力の割合は依然として高く、9割以上が非熟練労働者である。また、雇用許可制を通じて入国した外国人労働者の長期滞在や不法滞在の増加、家族同伴の要求などの定住化に伴う各種の問題が表面化した。

表3 第一次外国人政策の基本計画

政策目標	重点課題
積極的な移民許容による国家競争力の強化	① 優秀な人材誘致による成長力の確保 ② バランスの取れた国民経済発展のための労働力導入 ③ 外国人に便利な生活環境づくり

出所：外国人政策委員会（2008：13）

(7) 利益とは、労働力不足の解消、知識・情報の拡散のような経済的寄与など。費用とは、外国人・移民が国内に在留・定着する過程で低所得層に転落または国民との葛藤によって生じる社会的費用などを意味する。

## (2) 第二次外国人政策基本計画 (2013-2017)

「第二次外国人政策基本計画 (2013-2017)」(以下、「第二次基本計画」)は李政権末期(2012年12月)に樹立され、現朴槿恵政権(2013年~2017年)で実行中である。「第二次基本計画」における「開放」分野の政策目標は「経済活性化の支援と人材誘致」である。重点課題の一つに、投資、消費、観光を活性化するための「移民門戸」の拡大がある。観光移民や投資移民などを積極的に誘致するなど経済重視論がさらに強調された。専門人材へのインセンティブや優秀な留学生の誘致など国益に寄与できるグローバルな人材誘致のための支援も積極的に推進する。その具体的な政策として、1)「医療観光」など外来観光客の誘致、優秀な人材に対するオンラインでのビザ発給(電子ビザ)など、2)基礎科学分野の優秀な科学者および研究者500人を誘致・支援する「ブレイン・リターン500」プログラムの実施、3)中小企業の非専門労働者が熟練機能労働者に成長するための教育プログラムの運営、4)留学生の誘致拡大(2020年までに段階的に20万人を誘致)、5)「投資移民制度」適用地域の拡大などがある。

一方で、国際結婚のビザ審査は強化する方針である。結婚移民(F-6)ビザの発給要件に韓国語能力や、招聘者の被非招聘者扶養能力、個別インタビュー(韓国人配偶者または夫婦)も行う。すでに2012年5月31日に結婚移民ビザの発給時における結婚移民者のコミュニケーション能力や韓国社会定着・自立・能力などに関する審査強化が決定されている(外国人政策委員会, 2013)。

表4 「第二次外国人政策の基本計画 (2013-2017)」

政策目標	重点課題
〔開放〕 経済活性化の 支援と人材誘致	① 内需活性化に寄与する外来観光客の誘致 ② 国家と企業に必要な海外の人的資源確保 ③ 未来の成長力を拡充するための留学生誘致 ④ 外国人投資誘致：バランスの取れた地域発展を促進

出所：外国人政策委員会 (2013: 22)

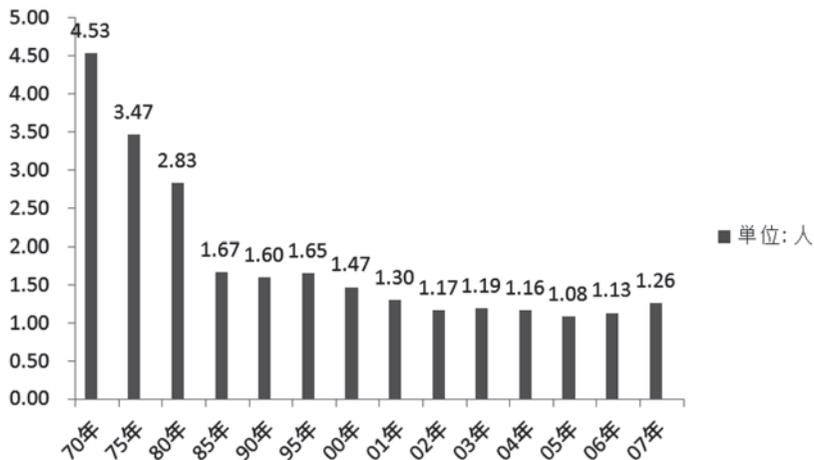
近年各国において優秀な人材誘致の競争が激化し、長期移民(永住など)だけでなく観光客の誘致など短期移民の誘致にも積極的である。韓国における「移民許容」政策は、移民政策の世界的な動向に大きく影響されているが、一方で、急速に進んでいる少子高齢化(経済活動の人口減少)に伴う国内の経済活性化および内需市場の縮小に対する危機感など、国内的要因に大きく影響されている。以下、韓国における「移民許容」政策の背景および要因を「人口減少と経済問題」に焦点を当てて考察する。

### 2-3 移民許容政策の環境の変化

韓国が移民政策を転換した時期は少子化対策期(2004年)と重なる。韓国では2000年以降急速に少子化が進んだが、韓国政府がこの問題を重大な社会問題として認識し対処し始めたのは2002年度の出生率(1.17人)を発表した2003年からである。これ以後、法制度

の整備などの準備が急ピッチに進められたが<sup>(8)</sup>、2005年には世界最低の出生率（1.08人）を記録した（図1）。その後、韓国政府の政策的努力の効果もあって出生率は2007年に1.25人、2012年には1.30となったが、依然としてOECDの平均（1.63）には及ばない。少子高齢化に伴う労働力不足は深刻な問題であり、韓国政府も人口対策の一環として外国人労働者をはじめ移民の受け入れをやむを得ない選択肢の一つとして認識している。

図1 合計出生率の推移（1970-2007）



出所：韓国政府（2008：17）

少子化と並んで人口の純流出も大きな問題となっている。国籍離脱・喪失者が帰化者や国籍回復者より多い慢性的な人口の流出状況が続いている。高度人材の海外進出と海外残留傾向が強まり帰国を忌避する状況もある。1998年から2007年の10年間で108,973人の人口流出が発生した。

移民（および労働力の流入）問題は少子高齢化による人口問題だけではない。欧米社会などではすでに第2次世界大戦以前に少子化を経験しており1950年代前後から外国人労働力の流入が始まった。最近では、知識情報社会への進入にともなう非熟練労働力を必要とする業種から技術集約的業種への産業構造の変化により、知識と情報力を備えた優秀な専門人材を確保することが国家競争力を強化し発展させるための必要不可欠な問題として認識している。こうした傾向は韓国でも同様である。

欧米で1950年代・60年代に経験したことを韓国では近年（90年代・2000年代）に経験している。韓国では依然として非熟練労働力を必要としており、同時に高度人材の必要性も高まっている。他方、韓国では急速に少子化を経験することになったため、非熟練労働力の確保と同時に高度人材の必要性も高まっている。これらの背景に加え、経済大国として成長していくという国家目標の実現のためにも2000年後半から積極的な「移民許容」政策を推進することになった。このような政策実現のために法制度の改善など新たな移民制度を整える必要があった。

(8) 「健康家族基本法」の制定（2003年）、「低出生率・高齢化社会基本法」の制定（2005年9月）など。

### 3 移民関連法制度の変化

移民関連法制度の変化について考察する前に、韓国の出入国管理法が定める在留資格と在日外国人の現状について考察する。

#### 3-1 韓国の出入国管理法が定める在留資格

韓国の出入国管理法が定める在留資格は、大きく非営利短期査証、就業査証、一般長期査証に分類される。現行の在留資格（査証）はA系列からH系列までの8種類である（表5）。一般長期査証の中で在外同胞（F-4）と訪問就業（H-2）は外国籍同胞のために新設されたものである。在外同胞（F-4）資格者は韓国国民と同等な法的地位が付与され韓国国内での経済活動などに制限がない（非熟練分野の就業を除く）<sup>(9)</sup>。一方、訪問就業（H-2）資格者が就業できるのはいわゆる非熟練分野に限る。結婚移民（F-6）ビザは2011年に新設された。1997年の改正国籍法が施行（1998年6月14日）されるまでは結婚移民（韓国人配偶者）には居住（F-2）ビザが付与されたが、さまざまな種類の長期滞在者を含んでいたため、結婚移民の早期定着と管理の効率性を高める必要があった。

表5 韓国の出入国管理法による在留資格

非営利短期査証	外交（A-1）、公務（A-2）、協定（A-3）	
就業査証	専門	教授（E-1）、会話指導（E-2）、研究（E-3）、技術指導（E-4）、専門職業（E-5）、芸術興行（E-6）、特定活動（E-7）
	非専門	非専門就業（E-9）、船員就業（E-10）
一般長期	文化芸術（D-1）、留学（D-2）、技術研修（D-3）、一般研修（D-4）、取材（D-5）、宗教（D-6）、駐在（D-7）、企業投資（D-8）、貿易経営（D-9）、求職（D-10）、訪問同居（F-1）、居住（F-2）、同伴（F-3）、在外同胞（F-4）、永住（F-5）、結婚移民（F-6）、訪問就業（H-2）	

#### 3-2 在留外国人の現状

韓国では1980年代までに在留外国人数は5万人弱で全人口の約0.11%に過ぎなかった（韓国華僑や白人中心の欧米系外国人など）。1990年代以降、外国人・移民の流入が本格化し、2007年には100万人を突破した。以後5年間で約1.5倍に増加し、2013年5月現在、1,489,632人である（法務部資料）。在留資格別による在日外国人の現状は表6の通りである。以下では、どの時点で外国人が増加したか、外国人の増加要因は何か、どのような外国人が存在しているのかなど、外国人の増加した時点と要因、類型別および国籍別の外国人の現状について考察する。

(9) 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」（1999年制定）第2条第2号に該当する者である。

表6 在留資格別による在日外国人の現状

区分	在留資格者数
査証免除 (B-1)	41,881
観光通過 (B-2)	76,572
短期訪問 (C-3)	137,643
短期就業 (C-4)	819
留学 (D-2)	63,705
技術研修 (D-3)	3,727
一般研修 (D-4)	21,170
宗教 (D-6)	1,601
商社駐在 (D-7)	1,619
企業投資 (D-8)	6,498
貿易経営 (D-9)	6,735
教授 (E-1)	2,759
会話指導 (E-2)	20,942
研究指導 (E-3)	2,811
技術指導 (E-4)	205
専門職業 (E-5)	681
芸術興行 (E-6)	4,742
特定活動 (E-7)	17,743
非専門就業 (E-9)	235,766
船員就業 (E-10)	10,899
訪問同居 (F-1)	56,243
居住 (F-2)	53,050
同伴 (F-3)	19,200
在外同胞 (F-4)	207,975
永住 (F-5)	90,908
結婚移民 (F-6)	100,089
訪問就業 (H-2)	237,530
その他	66,119
合計	1,489,632

出所：法務部出入国・外国人政策本部（2013：12）  
から一部抜粋

まず、図2で示したように、全外国人数の増加はここ10年間の登録外国人数の増加によるものである。現在、登録外国人は全外国人の66.1%（948,034人）である。登録外国人数が前年に比べて著しく増加したのは2003年と2006年以降であり、2012年以降は減少または微増にとどまっている。これらは結婚移民者、留学生、非熟練労働者の増加による。

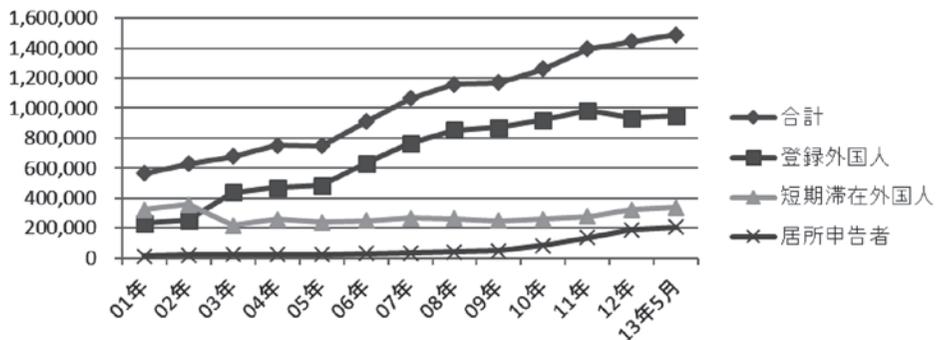
結婚移民者は2002年以降に急増した。2004年からは「外国人留学生誘致政策」が実施さ

れ、同年8月から雇用許可制による非熟練労働者の流入が本格化した。また、2007年からは外国籍同胞の訪問就業制が本格化した。

居所申告者は2009年まで微増傾向にあったが、2010年・2011年で著しく急増し、2013年には20万名を越えた（うち中国国籍は133,469人）。居所申告者とは在外同胞（F-4）ビザの中で「居所申告」を行った者であり、外国人全体の12.8%を占める。

一方、短期滞在者数は2003年に減少し横ばい状態が続いたが、2011年から増加傾向に転じ、全外国人の21.2%を占めている（335,448人）。

図2 在留外国人数の増加の推移（2001年～2013年）



出所：法務部出入国・外国人政策本部（2013年6月）をもとに作成

国籍別にみると、在留外国人の中で最も多いのは中国で（約70万人）、このうちコリアン系が47万人強である。次はアメリカ、ベトナム、日本、フィリピンの順である<sup>(10)</sup>。外国人全体の3割はコリアン系中国人、すなわち「中国同胞」（いわゆる「朝鮮族」）である。登録外国人の就業資格者数（534,897人）の中で専門人材は10%弱（50,702人）で、依然として非熟練労働者の割合が高い。コリアン系中国人は229,073人であるが、大多数は訪問就業（H-2）資格者（225,166人）である。

結婚移民者全体（149,495人）のうち女性は85.7%で男性は14.3%である。国籍別で最も多いのは中国62,735人（42%）で、うち韓国系は27,225人、ベトナム（26.4%）、日本（8.0%）、フィリピン（6.7%）の順である。結婚移民者数は婚姻帰化者を含めて約23万人である。国籍別で最も多いのは中国（55,255、うちコリアン系1,217）である。モンゴル、ベトナム、日本、アメリカなどがこれに続き、コリアン系中国人は極めて少ない。

### 3-3 移民関連法制度の改善と最近の動向

以下では、永住資格制度および帰化制度を中心に移民関連の法制度の変化および最近の動向について考察する。

(10) 登録外国人の中で最も多いのは中国（約48万人）、うちコリアン系が32万人強である。次はアメリカ、ベトナム、日本、フィリピンの順である。

### (1) 永住資格制度の活性化

冒頭でも述べたように、韓国で永住（F-5）資格が新設（2002年4月）されたのはわずか10年前で、それまで韓国華僑や結婚移民者などの長期滞在者には居住（F-2）資格が付与された（5年毎に更新）。永住（F-2）資格を取得すれば在留活動や在留期間に制限がなく自由に生活することができる<sup>(11)</sup>。しかしながら、新設当時は永住資格付与に関する具体的な評価基準が備わっておらず、申請基準も韓国内に12年間滞在するなど国籍取得よりも厳しかった（結婚移民者は2年滞後に簡易帰化による国籍取得が可能）。新設年度（2002年）の永住資格者数は6,022人で（大部分は韓国華僑）、2003年には10,062人に増加したが、それ以降の増加率はさほど高くなかった（2004年に10,571人、2005年に11,239人）。

永住資格者数の増加に変化がみられるのは2005年以降である。結婚移民者や熟練労働者、外国籍同胞、投資家および配偶者など、申請資格の対象が次第に拡大したからである（表7）。

表7 永住資格の申請対象および申請条件

施行年度	申請対象および申請条件	目的
2002年4月	韓国華僑、専門人材（12年滞在）	
2005年9月	結婚移民者（2年滞在）	在留不安問題の解決
2008年1月	居住資格の熟練労働者	熟練労働者の確保
2009年12月	外国籍同胞 1) 在外同胞（F-4）資格者 2) 訪問就業者（H-2） 3) 国籍取得要件を有する者	同胞の力量発揮および国家競争力の強化 1) 同胞資本の国内投入の基盤造成 2) 非熟練労働力不足の解決 3) 長期滞在のための国籍取得防止
2010年2月	専門人材（E-1～E-5、E-7）が点数制 <sup>[a]</sup> により居住（F-2）資格を取得（3年滞在）	
2012年以降	投資家および配偶者 （在留期間に関係なく）	積極的な誘致および国内定着を誘導

a. 点数制（Point System）の評価内容として、①共通項目は年齢・学歴・韓国語能力・所得など、②加点項目は社会統合プログラムの履修、韓国留学経験、海外の専門分野の就業経歴、同伴家族および非熟練労働力招聘者の出入国管理法の順守などがある。

韓国では永住資格の申請に通常5年以上の在留歴が条件となるが、2005年9月以降、2年以上在留した結婚移民者は永住資格の申請が可能となった。女性結婚移民者の在留不安問題の解決策の一環としての特別措置は2005年以降、永住資格者の国籍の多様化につながったが、永住資格者数の増加にはさほど大きな影響はなかった（2005年の11,239人から2007年に16,285人に増加）。

(11) 外国人登録や再入国許可は必要であり、強制退去自由に該当すれば強制退去される。

2008年1月からは非熟練労働者にも定住できる可能性が開かれた。まず、非専門就業（E-9）、船員就業（E-10）または訪問就業（H-2）在留資格を有し、4年以上の就業者であれば、「一定の要件」<sup>(12)</sup>を備えた者に居住（F-2）資格が付与される。居住資格で5年間滞在すれば永住資格の申請が可能となった。これは熟練労働者を確保する目的のためである。

永住ビザ制度が本格的に活性化したのは2009年以降である。「同胞の力量発揮および国家競争力の強化のために」という方針の下、外国籍同胞に対する永住権の付与基準および審査手続きを大幅に緩和した（法務部、2009）。表7の中で、1）は在外同胞（F-4）資格者（「居所申告」の状態2年以上維持）である。とくに注目したいのは、2）の訪問就業（H-2）資格者と3）の国籍取得要件者の場合である。

2）の訪問就業（H-2）資格者の場合、労働力不足の職種（地方所在の製造業・農畜産業・漁業など）に4年以上就業すれば居住（F-2）資格が付与され、勤続期間や就業地域、産業分野の特性、人手不足の状況及び国民の就業選好度などを考慮して永住資格が付与される<sup>(13)</sup>。

また、国籍取得要件を備えた外国籍同胞が永住資格を申請する場合のほかに、既に帰化許可を受けた者も永住資格の申請が可能である。この場合、帰化許可日から6か月経過後に申請可能であり、帰化許可書の提出だけで永住資格が付与される。国籍取得要件を満たした者で永住資格を取得した外国籍同胞は招聘することが可能となった（2009年12月以降）。招聘対象の親族の範囲は8親等以内の親族または4親等の姻戚で、永住資格取得者一人当たり年に1名ずつ、最大3名まで可能である（ただし、非招聘者の韓国内での就業は認めない）。

このように、外国籍同胞に対する永住資格取得の基準および審査の手続きが大幅に緩和されたが、これは長期滞在を目的とする国籍取得防止策でもある。このような外国籍同胞に対する「特別な措置」（審査基準および審査の手続きの大幅な緩和など）により、2011年の永住（F-5）資格者は2010年対比74.8%急増するなど（2011年出入国政策統計年報）、永住資格者の増加に大きな影響を及ぼした。

2010年2月からはポイント・システムにより居住（F-2）に変更した専門人材は3年滞在後に永住資格を申請することが可能となった。通常の居住（F-2）資格者より2年短縮できる。

さらに、優秀な人材や高額投資家および配偶者に対する「優遇措置」である。永住ビザは在外公館を通じて入国査証の形態として付与されるが、韓国では大部分韓国内で在留中に資格が認められて付与される。これは韓国に5年以上の居住を条件としているからである。しかしながら、積極的な「移民許容および定着奨励」の対象である優秀な人材や高額

---

(12) 「一定の要件」とは、①法務部長官が定める技術・技能資格の保持者（いわゆる熟練労働者に発展した者）もしくは国内で一定の賃金を受けている者、②法務部長官が定める金額以上の資産を保有する、③大韓民国「民法」による成年で品行が方正かつ韓国で居住するにあたって必要な基本的な素養を備えることなどである（国家法令情報センター「外国人の在留資格」（第12条関連）。<http://www.law.go.kr/main.html>（2013年7月18日アクセス））。

(13) 法務部長官により定められた技術・技能の資格証の保持者や、国内で一定の金額以上の賃金を受けている外国籍同胞が対象である。

投資家などには在留期間に関係なく永住資格を付与することにした。なお、こうした高額投資家・優秀な人材・特別功労者などは永住資格申請の際に必要な「海外犯罪歴の確認」の対象外である。

以上みてきたように、永住資格制度は申請対象の拡大および申請条件の大幅な緩和などに大きな変化がみられ、永住資格者数は新設当時から現在までの10年間で約15倍に急増した。

## (2) 帰化制度の変化

次に、帰化制度の変化と、それが今日の移民政策に与える影響について考察する。

韓国の国籍法は1948年12月に制定されてから2011年1月1日までに10回の一部改正と1997年12月13日に全文改正（以下、「97年改正法」）があった。以下では、「97年改正法」と2010年の改正国籍法（以下、「2010年改正法」）を中心に考察する。

### 1) 「97年改正法」と女性結婚移民者の国籍取得

アジア諸国の中でも単一民族の血統主義が強い韓国では国籍法が制定（1948年）されてからも帰化者数は極めて少なかった。帰化者数が急激に増加したのは2001年からであり、10年後の2011年には10万人を突破している<sup>(14)</sup>。2012年末において韓国国籍の取得者数は126,040人であるが、最近10年間の帰化者数は全帰化者数の98%で、全帰化者数の70%は最近5年間の帰化者である。出身地域別でみると76%（96,013人）が中国である（法務部、2013：31）。

2001年から帰化者数が急増した大きな要因は女性結婚移民者の帰化（簡易帰化）である。女性結婚移民者が帰化申請によって韓国の国籍を取得することになったのは「97年改正法」による。それまでは韓国人の男性と結婚した「外国人妻」は婚姻と同時に韓国国籍を取得できた。すなわち、婚姻届を出して戸籍に登録されると同時に「住民登録謄本」に記載されれば「住民登録証」が発給された（チョンヘシル、2007：81）。この「住民登録証」は韓国内に居住している韓国人（韓国国籍者）の身分証明書である。しかしながら、男女平等主義の原則に基づいて改正された「97年改正法」の施行（1998年6月14日）以降、外国人妻も婚姻後2年以上居住した後に帰化申請（簡易帰化）することによって国籍を取得しなければならなくなった。この「97年改正法」は偽装結婚・詐欺結婚防止という意図もあった。当時、中国朝鮮族（同胞女性）の長期滞在のための方便による偽装結婚・詐欺結婚が大きな社会問題となったからである。

2004年1月の一部改正では簡易帰化の要件を緩和した。これにより婚姻状態で一定期間を経過しない場合でも、例えば配偶者の死亡・失踪など本人の帰責事由でない婚姻破綻者の場合、残余期間を満たせば簡易帰化の申請が可能になった<sup>(15)</sup>。また、韓国人の配偶者との間に出生した未成年の子女を養育しているもしくは養育しなければならない結婚移民者

(14) 「10万人目の帰化者」（インド出身の大学教授）はマスコミが大々的に報道した（「連合ニュース」2012年1月24日）

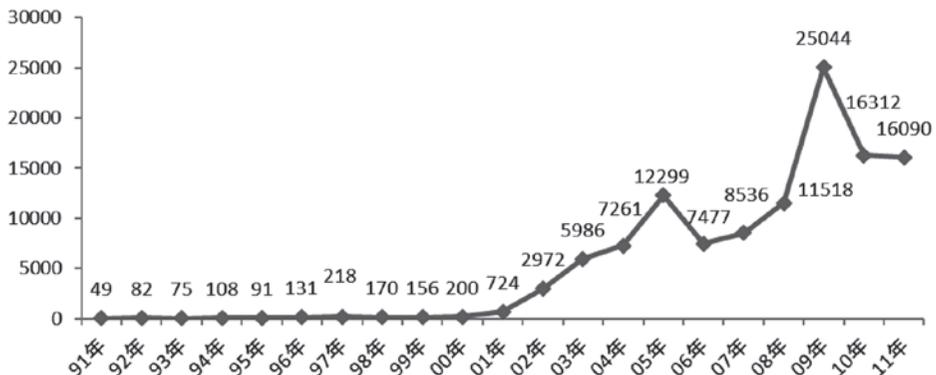
<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2011/01/24/0200000000AKR20110124060100004.HTML?did=1195r>  
(2013年7月18日アクセス)

(15) 女性結婚移民者の場合、韓国人夫の急死や、夫の暴力が原因で家出もしくは離婚した女性結婚移民者が国籍取得資格を失い帰国しなければならない場合が発生して社会問題となったからである。

で簡易帰化に必要な一定期間を経過した者も簡易帰化の申請が可能となった。

図3は年度別の帰化許可者数を示したものであるが、帰化許可者数は2002年から2005年の間に著しく増加している。2006年には減少したが再び増加に転じ2009年は25,000人以上となった。2010年以降も毎年16,000人以上が帰化許可者となった。こうした帰化者数の約7割は国際結婚（結婚移民）による婚姻帰化者（簡易帰化）である。例えば、2011年の帰化者数（16,090人）の中で婚姻帰化者数は66.7%（10,733人）を占めている。国籍別では半数以上が中国で（56.1%）、続いてベトナム（28.4%）、フィリピン（4.5%）の順である。行政安全部の資料（2013）によると、2013年1月現在の帰化者数は133,704人である。このうち婚姻帰化者は83,929人で、その他事由の国籍取得者は49,775人である。

図3 年度別の帰化許可者数の現状（1991年～2011年）



出所：法務部統計より筆者作成

## 2) 複数国籍許容の実現と問題

国籍取得制度のもう一つの大きな変化は二重国籍を許容した点である（韓国では「複数国籍」という、以下、「複数国籍」）。複数国籍の付与の問題は、在米コリアンなどからの強い要求もあって、1990年代末から継続的に提起されてきたが、複数国籍に対する国民の否定的な意見や、韓国国民の兵役忌避の問題、中国朝鮮族の共同体の崩壊の可能性、中国との外交問題などもあって容易に実現できなかった。

こうした中、2007年（李明博政権）に法務部による「選別的」複数国籍を許容する法案の準備予告によって再び公に議論することになった。「選別的」とは優秀な人材や海外養子縁組者、結婚移民者、永住帰国同胞（65才以上）、出生時からの複数国籍者など、対象者を「限定」することである。また、「韓国内では外国国籍を行使しない」との誓約書を書かされるなど「制限的許容」という性格を持つ。このような「制限的複数国籍の許容」の方案に対する世論調査では韓国国民の半数以上が賛成するなど（『朝鮮日報』2008年7月22日）、複数国籍問題に対する韓国国民の認識も肯定的に転換し、「2010年改正法」によってようやく実現可能となった<sup>(16)</sup>。

(16) 遠征出産者など兵役忌避目的の国籍離脱を防ぐために男性の場合は兵役義務を履行するまでは韓国国籍を放棄することはできない規定など多様な装置を規定した。

複数国籍許容の背景には、1) 韓国国民の純輸出を防ぐ、2) 海外の優秀な人材誘致を活性化して国家競争力を強化する、3) 海外養子縁組者および結婚移民者の子女への配慮などが挙げられる。韓国人の国籍離脱者は過去10年間でほぼ2倍に増加したが、これは韓国が単一国籍主義であることが主な要因として考えられる。2012年末現在、韓国国籍の喪失者数の合計は296,510人で（アメリカと日本を合わせて232,177人で78%）、外国人・移民の韓国国籍取得者は126,040人である。

複数国籍制度は施行されてまだ2年足らずしか経過していない。複数国籍制度に関しては、既存の単一国籍主義の原則に固執していた閉鎖的な法律に比べて開放的であり（ウピョンギョン, 2008）、優秀な人材の誘致および少子高齢化時代に備えるための「国民確保」という意味で肯定的に評価されている反面、以下のような批判的な見解も多い（ファンデルギュ, 2010: 6）。①導入の趣旨および認める内容などにおいて「便宜主義的な発想」である。②優秀な人材には居住期間に関係なく帰化が可能となったが、今後優秀な人材誘致にどのぐらい効果があるかは疑問である。③外国国籍不行使の誓約を条件とする「制限的許容」は「中途半端」な制度である。④結婚移住女性が母国の国籍を放棄せず韓国国籍を取得する道が開かれたが、相互主義の原則によって適用されるため複数国籍制度を認めない国からの移住女性は利用できない。

現在、複数国籍制度が施行された2010年5月4日から2011年3月31日現在までの複数国籍者の合計は4,233人で、うち90%は婚姻帰化者と出生による複数国籍者である。

### （3）「永住資格前置主義」の導入目的と課題

最後に、永住前置主義の導入目的と課題について考察する。

永住前置主義の制度は永住ビザを取得した後に国籍を取得する制度で、アメリカやオーストラリア、カナダなどで施行されている。韓国は2012年から導入が検討され、現在推進中である。

既に述べたように、韓国では2005年以降永住資格対象の拡大および申請要件の緩和が施行されたが、国籍取得に比べて申請要件が厳しい（あえて永住資格を申請する必要性がないため）、結婚移民者および外国国籍同胞などは国籍取得を選択する結果となる。こうした現行の国籍制度は「準備されていない国民」を量産しており、そのためかなりの社会的費用がかかると法務部は認識している。国籍取得は一部の外国国籍同胞により長期滞在の方便として利用されており、コリアン系中国人の犯罪者が偽造のパスポートで韓国に入国して国籍を取得したり、偽造書類などで国籍を取得するなどの犯罪者が増加している現状がある。実際、身分洗濯するコリアン系中国人の犯罪者が増加していることがマスコミなどでも大きく報道されるなど（MBC TV News 2011年12月16日報道）、社会的問題となった。

このように、コリアン系中国人の帰化制度乱用の実態を改善する必要性が高まり、永住資格制度をより現実に合うように修正する必要がある。また、現行の永住ビザ制度は社会統合のための一つのプロセスであるというよりは長期滞在外国人の管理および統制の性格が強い。今後、韓国華僑や結婚移民者だけでなく、すべての移民者に対して「段階別の社会統合」のために永住ビザの申請・取得を帰化の前段階として連動させる先進国型の制度を構築する必要がある、「永住資格前置主義」を早急に導入すべきであるというのが法

務部の主張である（法務部，2011b：26）。法務部は2012年6月に公聴会を開き，各界の専門家と国民の意見を収斂し8月頃に「国籍法」および「出入国管理法」の改正案を作成した。そして，立法予告などの手続きを経て2012年末に国家に改正法案を提出する計画であったが，一部の国会議員と結婚移民関連の市民団体などの反対などで進展がみられず，現在足踏み状態となっている。

永住資格前置主義は永住ビザの取得と国籍取得とを連動させる「段階的国籍付与制度」であり，「予備国民の検証」をさらに強化するために「フィルター」をかけることである。女性結婚移民者として国会議員となった李ジャスミン議員<sup>(17)</sup>や「韓国移住女性人権センター」<sup>(18)</sup>などは結婚移民者にまでこうした「フィルター」をかけることに強く反発している。女性結婚移民者の場合，現行の制度では結婚して2年後に簡易帰化による国籍取得が可能である。反面，永住前置主義では国籍取得まで最低限3年～4年もかかるからである（「社会統合プログラム」の履修者は永住資格の在留歴を最大1年範囲で短縮することができる）。この点が反対の理由とされているが，問題は単に「期間」そのものではない。実は「在留資格の不安定」が背景にある。つまり，「永住資格前置主義」の下では永住資格を取得できなければ帰化申請もできない。先進国型のシステム導入には永住資格者に市民的・社会的権利が保障されていなければならないが，韓国の場合はアメリカやカナダ，オーストラリアなど移民先進国に比べると遅れている。

なお，特別帰化の場合は「永住資格前置主義」の対象外で現行どおり在留期間に関係なく国籍取得が可能である。

表8 国籍取得に必要な永住資格の保有期間（法務部案）

区分	対象者別の永住資格の保有および居住期間
一般帰化	5年以上継続して韓国に居住し、うち3年以上を永住資格で在留
簡易帰化	1) 3年以上継続して韓国に居住し、うち最近2年以上を永住資格で在留 ・父または母が韓国の国民であった者 ・韓国で出生した者で、父または母が韓国で出生した者 ・父または母が韓国の国民で成年者など 2) 国民の配偶者と婚姻状態で3年以上継続して居住し、うち最近1年以上を永住資格で在留 3) 韓国の国民と婚姻後4年経過し、婚姻状態で最近1年以上を永住資格で在留
特別帰化	永住資格前置主義の対象に含まず、従来通り在留期間に関係なく国籍取得が可能 ・父または母が韓国の国民で未成年者 ・特別な功労があるか、または科学・経済・文化・体育など特定分野で優秀な能力を有する者

出所：法務部（2012）により作成

(17) 現与党のセヌリ党。「多文化国会議員1号」とも呼ばれる。

(18) 結婚移住女性関連市民団体の代表格である。

#### 4 今後の課題：社会統合

韓国では、2000年以降、外国人・移民が継続して増加している中、近年、定住者（永住者）や帰化者数が急増した。しかしながら、帰化者の多数は「韓国人」としての帰属意識よりは長期滞在や、家族の呼び寄せまたは福祉などを目的に帰化を利用している。こうした現状から、2010年以降、韓国政府（法務部）は外国人・移民が「健全な」国家構成員として編入できるような新たな制度づくりに着手した。法務部が推進中の永住資格前置主義、つまり「段階的国籍付与制度」の導入に「予備国民の検証」の強化という側面があることは否定できない。しかしながら、法務部が述べているように、現行の永住ビザの制度は社会統合のためのプロセスではなく長期滞在の外国人の管理および統制という性格が強いのも事実である。

「97年改正法」によって「外国人妻」も外国人の夫と同様、「帰化申請」により韓国国籍を取得することになった。そして、2005年からは国籍取得のほかに、永住権取得というもう一つの「選択」が与えられた。言い換えれば、女性結婚移民者に限って言うならば、「97年改正法」までは「外国人妻」は婚姻と同時に韓国国籍が付与されたが、これは、考えようによっては韓国国籍を「強要」していたともいえる。つまり、自分の国籍を維持したまま韓国で生活することはできなかったことになる。すべての結婚移民（とくに女性）が韓国国籍の取得を希望しているわけではない。むしろ、最近では韓国国籍を取得する権利も、取得しないで永住者として生活する権利も付与されたと見ることもできる。しかしながら、もう一つの「選択」が付与されたのに、あえてそれを「選択」しないのはなぜなのか。この点を解決する必要がある。

今後、韓国政府は「社会統合プログラムの履修制」の活性化および体系化を図る。2010年2月1日以降、それまで免除していた結婚移民者に対する面接審査も復活した。そして現在、個別に施行している帰化筆記試験と社会統合プログラム総合評価の評価体系を、今後「韓国移民帰化適格試験」（Korea Immigration and Naturalization Aptitude Test, KINAT）で一元化する方針である。

韓国ではここ10年の間に外国人・移民に対する政府レベルの政策に急進展がみられた。しかしながら、外国人・移民の定住化・高齢化に伴う福祉支援、葛藤管理など社会的費用の増加、国内における移民2世（移民の背景を持つ子女）の成長に伴う教育および社会適応問題、2次移民（家族の呼び寄せ）の増加による文化的葛藤、外国人犯罪および各種問題発生が増大など、解決すべき課題は多い。2000年代の半ば以降、社会統合政策を本格的に推進しているが、その効果はどのように現われているのか。移民者の社会的エンパワーメントはできているのか。主流国民の意識・認識はどのように変化しているのか。政府の政策展開に国民的コンセンサスは得られているのか。

「開放」を通じた国家の経済的利益の拡大と、外国人犯罪、人種的・文化的葛藤に対する憂いという二つのジレンマが併存している（ネット上の「反多文化」主張はオフでの「反多文化運動」として展開している）。「第二次外国人政策の基本計画（2013-2017）」ではこうした現状が反映され「大韓民国の共同価値が尊重される社会統合」、秩序と安全、移民者の責任（自立）と統合を考慮した制度改善が重要な課題となった。「永住資格前置主義」はその一つである。

安定した多文化社会が定着するためには、移民者側だけでなく主流国民側の意識・認識の変化（歩み寄り）も必要である。「第2次基本計画」では移民者の「人権差別防止と文化多様性の尊重」も政策目標の重要な課題となっている。

本稿では、移民許容政策および法制度の変化について最近の動向を中心に考察したが、今後の研究課題として、社会統合がどのように進んでいるかについて、多文化主義政策の観点から研究を続けていきたい。

## 参考文献

### [韓国語の文献]

- イヘギョン（2010）「韓国の移民政策史」『IOM Migration Research & Training Centre Working Paper』No. 2010-7, pp. 1-25
- ウピョンギョン（2008）「多文化共生社会での国籍概念の意義と各国の政策」2008年建国60周年記念の共同学術会議, 201～215項
- コジュンギ（2012）「再雇用以降の雇用許可の認定可否に対する法的検討」『漢陽法学』第23巻第1集（通巻第37集）
- ソルトンフン（2004）「国内外国人労働者の差別の解消方案の研究」大統領諮問政策期間委員会
- 外交通商部（2010）『わが国の在外同胞政策』
- 外国人政策委員会（2008）『第一次外国人政策の基本計画（2008-2012）』法務部出入国・外国人政策本部
- 外国人政策委員会（2013）『第二次外国人政策の基本計画（2013-2017）』法務部出入国・外国人政策本部
- 関係省庁合同（2006）『第1次低出産・高齢化社会の基本計画（案）2006-2010』
- 韓国政府（2008）『低出産高齢社会の基本計画 2006-2010』（補完版）
- 行政安全部（2013）『報道資料』2013年7月3日「2013年の地方自治団体の外国人住民の現状の調査結果の発表」
- 法務部・社会統合課（2009）「永住資格（F-5）付与の関連指針—外国国籍同胞の対象—」
- 法務部（2012）『永住資格前置主義の導入のための国籍法等の議論経過および改正試案』
- 法務部『報道資料』2010年5月6日「『改正国籍法』の公布および一部条項の即時施行」
- 法務部出入国・外国人政策本部（2009）『国籍法の一部改正（案）』
- 法務部出入国・外国人政策本部（2013）『出入国・外国人政策の統計月報』（2013年6月号）
- MBC TV News 2011年12月16日報道

### [日本語その他の文献]

- Castles, S. and M. T. Miller, 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*, 4<sup>th</sup> revised and updated edition, London: Palgrave Macmillan
- 関根政美・薫訳（2011）『国際移民の時代』[第4版], 名古屋大学出版会（Castles, S. and M. T. Miller, 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the*

- Modern World*, 4<sup>th</sup> revised and updated edition, London: Palgrave Macmillan
- 経済協力開発機構 (OECD) 編・日本労働研究機構 SOPEMI 研究会, 1995, 『国際的な人の移動の動向』, 日本労働研究機構
- 山脇啓造 (2009) 「韓国における外国人政策の転換について」『国際文化研修』冬, vol. 62, pp. 38-44
- 宣元錫 (2010) 「移民政策のマネジメント化—保守政権下の韓国移民政策」『移民政策研究』第2号, pp. 105-119
- 法務部 (2011b) 「法務部, 外国人投資誘致と結婚移民者支援—『出入国管理法施行令』の一部改正法令案の国務会議通過」『報道資料』2011. 10. 25
- 法務部出入国・外国人政策本部 (2011) 『出入国・外国人政策統計月報』(2011年6月号)
- 李妮姫 (2010) 「韓国の『多文化社会』化についての一考察」『千葉商大紀要』第48巻第1号, 千葉商科大学国府大学会通巻166号, pp. 77-103
- 李妮姫 (2013) 「韓国における多文化社会化の進行と移民政策の現状」吉原和男編著『現代における人の国際移動—アジアの中の日本』慶應義塾大学出版会, 349~374項
- 松原夏人 (2010) 「韓国の国籍法改正—限定的な重国籍の容認—」『外国の立法』245, 113~140項

## 〔抄 録〕

アジアの中でも外国人の受け入れに閉鎖的だった韓国だが、「移住の世界化」などにより1980年代後半から「後発移民国」となった。2000年以降、外国人・移民の持続的な増加にともなう定住化の進行や、急速に進んだ少子化、継続的な経済成長の必要性和先進国に向かっている国家目標の達成のためにも、韓国政府は2000年代の半ばから「移民門戸」を拡大し、積極的な「移民許容」政策を展開している。それにともない移民関連法制度の改善など新たな移民制度を整える必要があった。

本稿では、韓国における「移民許容」の制度化がどのように進んでいるかを、永住資格制度と帰化制度の変遷を中心に考察した。2000年代の半ばから永住資格制度が活性化されたことで永住資格者が急増した（登録外国人の約10%）。また、帰化制度の変更（国籍法の改正など）により、特に帰化者数が急増した（全外国人の約10%）。しかしながら、弊害や問題点も多く現われた。

こうした現状から韓国政府（法務部）は新たな制度づくりに着手し先進型の制度構築を図ろうとしている。永住資格制度と帰化を連動させる「永住資格前置主義」はその一つである。しかしながら、女性結婚移民の関連団体などを中心とした反対などにより、現在足踏み状態にある。反対の主な理由は、現在より国籍取得までの期間が長くかかることであるが、その背景に「永住資格前置主義」の持つ問題点が隠されている。